

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 10 日

浜田市長 久保田 章 市

1 都市計画の種類

旭都市計画道路の変更（島根県決定）

三隅都市計画道路の変更（島根県決定）

2 縦覧場所

浜田市役所 都市建設部 建設企画課